

経済価値ベースのソルベンシー規制の概要

2025年7月23日

保険課 保険モニタリング室



経 緯

- 2020年6月、新たな資本規制である経済価値ベースのソルベンシー規制（新規制）の国内導入に向け、「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する有識者会議」報告書を公表。
- 2022年6月、「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する基本的な内容の暫定決定」において、主に、第1の柱の標準モデルの考え方について、新規制の暫定的な結論及び基本的な方向性を提示。
- 2023年6月、「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する基準の最終化に向けた検討状況」（検討状況）を公表し、基準の最終化に向けた課題を整理。
- 2024年5月、「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する残論点の方向性」（基準案）を公表し、検討状況で残された論点について、新規制における方向性を提示。
- 2024年10月及び2025年1月、「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する保険業法施行規則の一部改正（案）」等を公表し、パブリックコメントを実施。
- 2025年7月、経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する法令等を公布。



2026年3月末から適用開始予定。

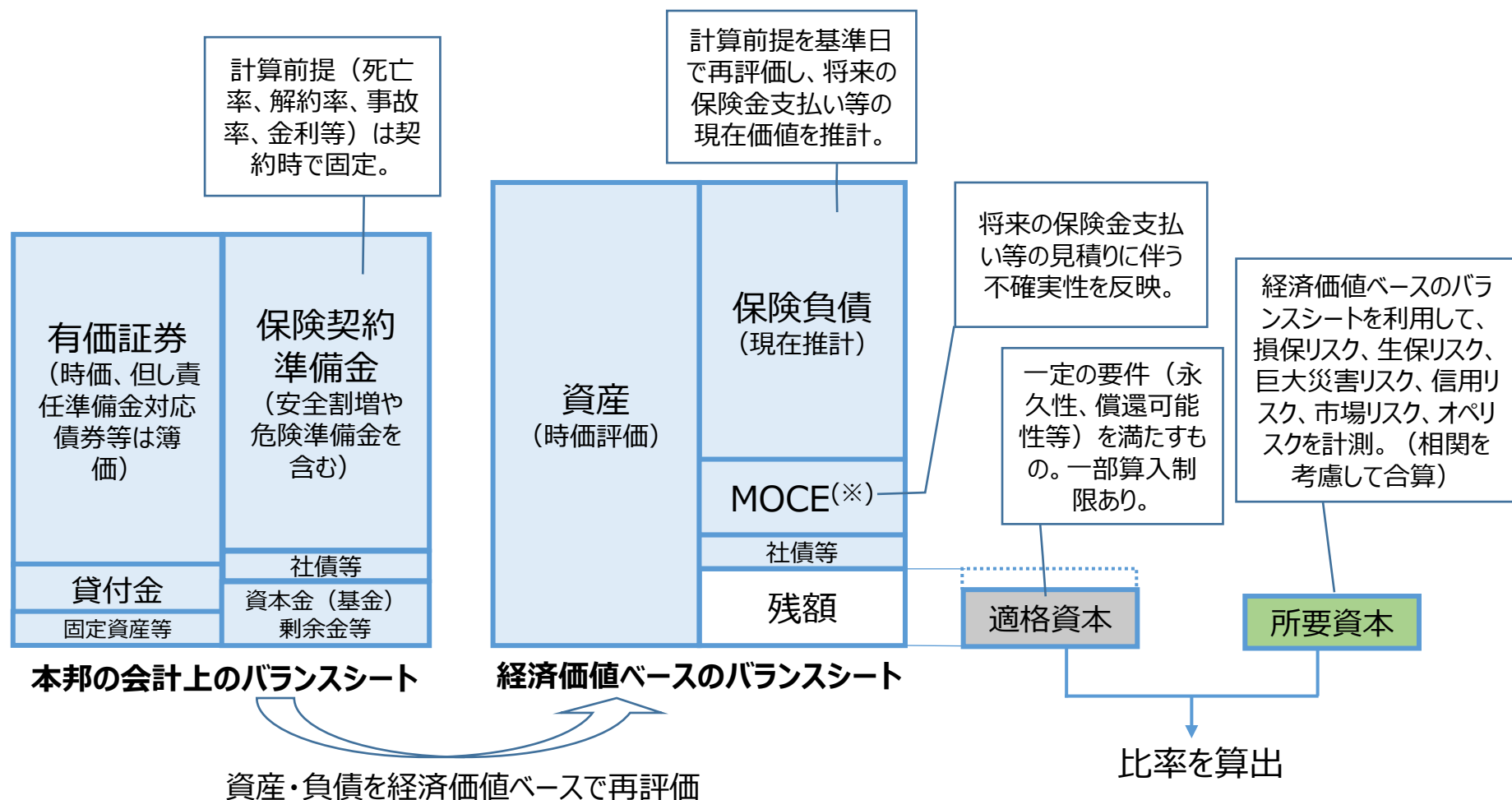
経済価値ベースのソルベンシー規制導入について

- 新規制を導入する意義は、主に以下の3つの観点から整理できる。
 - ① **契約者保護**：保険会社の中長期的な健全性をフォワードルッキングに反映できる規制を導入することにより、リスクが発現した場合にも保険債務を履行できるだけの支払能力の確保を求め、契約者の保護を図る
 - ② **保険会社のリスク管理の高度化**：既に経済価値ベースの考え方を取り入れている会社については、内部管理上の指標と規制上の指標の整合性の向上、未だ経済価値ベースの考え方を取り入っていない会社については、経済価値ベースに基づくリスク管理の導入の促進が期待される
 - ③ **消費者・市場関係者等への情報提供**：経済価値ベースの統一的な基準に基づく情報開示を行うことで、一定の比較可能性を持った形で財務の健全性に関する情報提供が充実し、保険会社と外部のステークホルダーとの対話を通じて、保険会社の経営へのガバナンス・規律付けが向上することが期待される
- 狭義のソルベンシー規制にとどまらない、保険会社の内部管理のあり方も踏まえた多面的な健全性政策について、「3つの柱」の考え方を採用。
 - **第1の柱（ソルベンシー規制）**：ソルベンシー比率に関する一定の共通基準を設け、契約者保護のためのバックストップとして監督介入の枠組みを定める（基本的な構造はICSと共通）
 - **第2の柱（内部管理と監督上の検証）**：第1の柱で捉えきれないリスクも捕捉し、保険会社の内部管理を検証しその高度化を促進する
 - **第3の柱（情報開示）**：保険会社と外部のステークホルダーとの間の適切な対話を促し、ひいては保険会社に対する適正な規律を働かせる
- 新規制の対象は、保険会社、外国保険会社等、免許特定法人及び保険持株会社。少額短期保険業者は現行規制を継続。



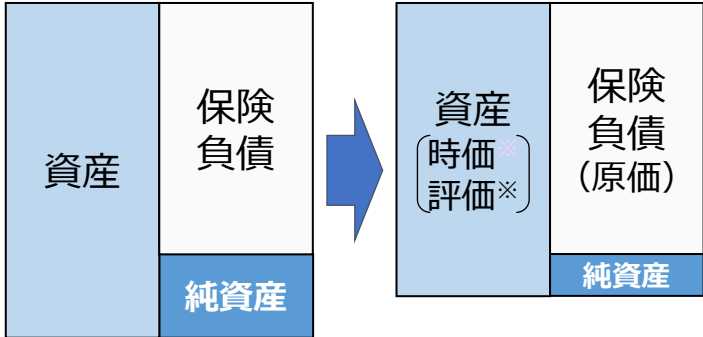
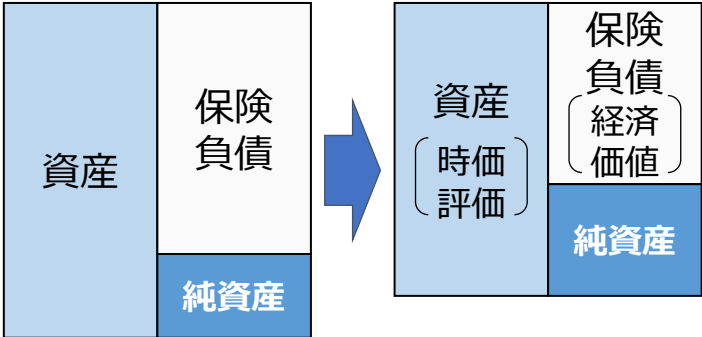
新規制の枠組み等（2/5）

- 第1の柱（ソルベンシー規制）では、①保険会社の資産、負債を経済価値ベースで評価した上で、②ストレス環境下で発生するリスク量（所要資本）を計測し、③それに対する資本（適格資本）の十分性を評価。





新規制の枠組み等 (3/5)

	現行規制 (SMR)	新規制 (ESR)
保険負債の評価	原則ロックイン (決算時の金利等を反映しない)	時価評価 (決算時の金利等を反映)
金利上昇時の純資産への影響	 純資産が減少 (※資産が「その他有価証券」の場合)	 純資産が増加 (負債デレションの方が長い場合)
リスク	リスク係数を乗じて算出 (ファクター方式)	純資産の変動をリスク量として計上 (ストレス方式、ただし一部はファクター方式等)
金利に係るリスク	債券の価格変動等リスク (金利上昇がリスク)、 予定利率リスク (金利下落がリスク) を計上	金利リスク (ALMリスク) を計上 ※ 資産と負債がミスマッチしているほど高いリスク量 ※ 負債デレションの方が長い場合、金利下落がリスク

〔現行規制と新規制のソルベンシー・マージン比率〕(全社平均 2024年3月末時点)

	現行規制 (SMR) () 内はリスク×1/2の前	新規制 (ESR) (フィールドテストの結果)
生保	933% (466%)	219%
損保	750% (375%)	200%

【新規制の方が低くなる主な要因】

- より厳格な信頼水準で評価
- より広範なリスクをカバー
- 経済環境の変化への感応度向上



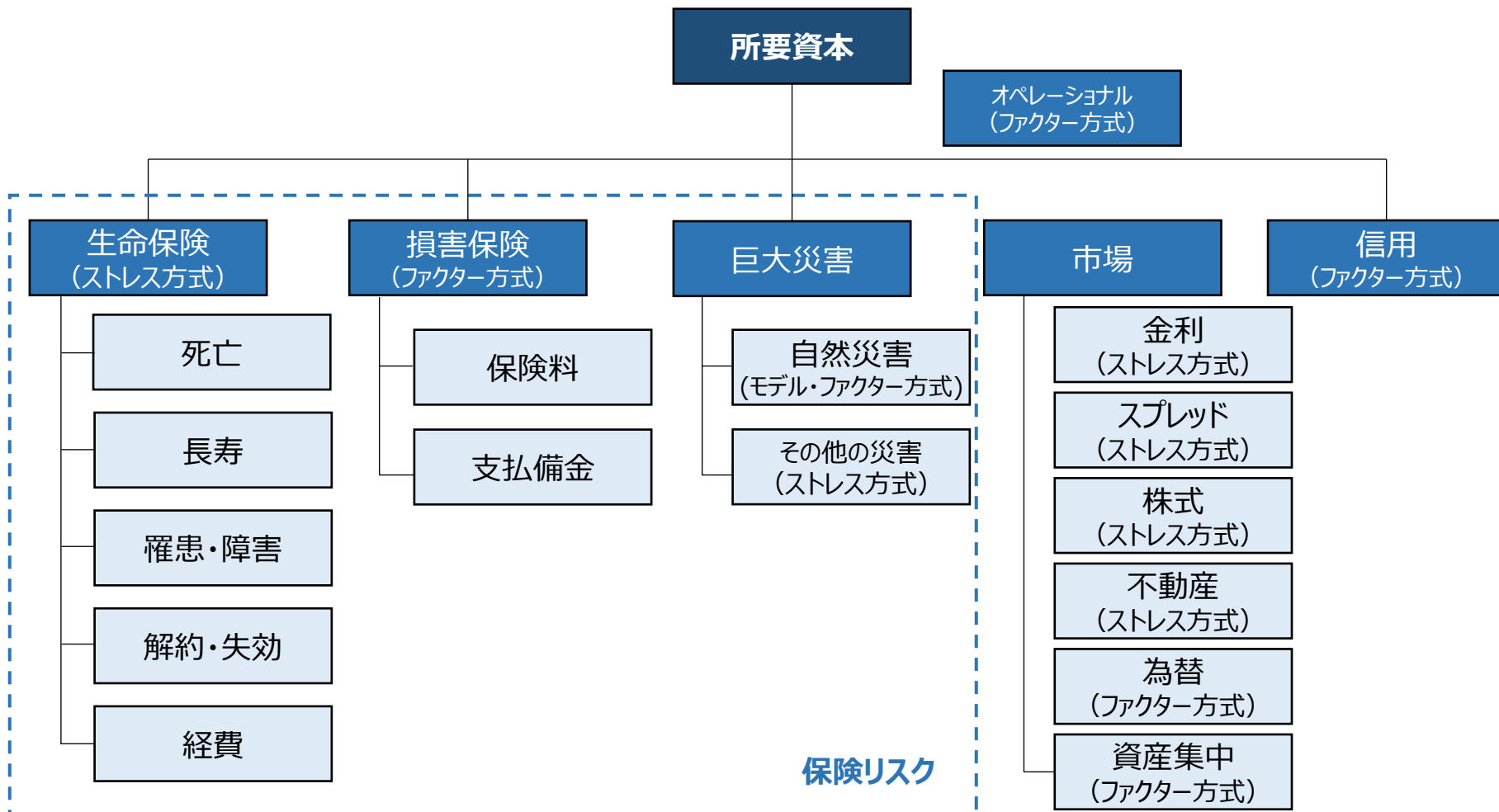
- 適格資本は、その損失吸収能力、永続性等に応じて3種類に区分。

適格資本の分類に関する主な原則

主要な原則	算入制限のない Tier1資本	算入制限のある Tier1資本	払込済みの Tier2資本
損失吸収能力	・ ゴーイング・コンサーンおよび清算時に損失を吸収	・ ゴーイング・コンサーンおよび清算時に損失を吸収	・ 清算時に損失を吸収
劣後性の水準	・ 最劣後（すなわち、最初に損失を吸収） ・ 保険契約者、他の非劣後の債権者、Tier2資本調達手段の保有者および算入制限のあるTier1資本調達手段の保有者よりも劣後	・ 保険契約者、他の非劣後の債権者、Tier2資本調達手段の保有者よりも劣後	・ 保険契約者、他の非劣後の債権者よりも劣後
損失吸収への 利用可能性	・ 完全に払込済み	・ 完全に払込済み	・ 完全に払込済み
永続性	・ 永続性を有する	・ 永続性を有する ・ 償還インセンティブを有さない ・ 当局による事前承認を条件に、発行後一定期間以降の償還および任意の買戻しは認められる	・ 発行時から実質償還期限までの期間が十分に長い（償還インセンティブを有してもよいが、初回発生日が実質償還期限とみなされる）
担保権や強制的 サービシングコストの 不在	・ 配当・利払の停止につき、発行者が完全な裁量を持つ（すなわち、配当・利払が非累積的） ・ 担保権により毀損も無効化もされていない	・ 配当・利払の停止につき、発行者が完全な裁量を持つ（すなわち、配当・利払が非累積的） ・ 担保権により毀損も無効化もされていない	・ 担保権により毀損も無効化もされていない



- 各リスクカテゴリー毎の所要資本は、原則、99.5%の信頼水準に基づいてカリブレートされた所定の方法に従って計算。それらを分散効果を反映した上で統合したものが全体の所要資本となる。





早期是正措置制度

	新たな早期是正措置制度	現行制度（※）
区分 非対象	水準：100%以上	水準：100%以上（200%以上）
第一区分	<u>水準：100-70%</u> ・改善計画の提出およびその実行の命令 ➤ 監督指針上は原則 <u>1年以内</u> に100%以上に回復すべき旨を規定	<u>水準：100-50%（200-100%）</u> ・改善計画の提出およびその実行の命令 ➤ 監督指針上は原則 <u>1年以内</u> に100%以上に回復すべき旨を規定
第二区分	<u>水準：70-35%</u> ・保険金等の支払い能力の充実に資する各種措置に係る命令 ➤ 監督指針上は原則 <u>6ヵ月以内</u> に70%以上に回復すべき旨を規定	<u>水準：50-0%（100-0%）</u> ・保険金等の支払い能力の充実に資する各種措置に係る命令 ➤ 監督指針上は原則 <u>1年以内</u> に50%以上に回復すべき旨を規定
第三区分	<u>水準：35%未満</u> ・期限を付した業務の全部または一部停止命令 ➤ 監督指針上は原則 <u>3ヵ月以内</u> に35%以上に回復すべき旨を規定	<u>水準：0%未満</u> ・期限を付した業務の全部または一部停止命令

（※）現行のソルベンシー・マージン比率は、支払余力（マージン）を、通常の予測を超える危険（リスク）に2分の1をかけたもので割ることで算出されるところ、新規制におけるソルベンシー・マージン比率の算出にあたっては、分母のリスクに2分の1をかけることはしない。このため、新規制と共通の尺度での比較を可能にする観点から、「現行制度」の欄でも、分母のリスクに2分の1をかけずに算出した場合の比率を記載しているところ、括弧内において、現行制度における対応する比率を併記している。



第1の柱 標準モデル

- 経済価値ベースの保険負債や各リスクの計算方法などの標準モデルについては、有識者会議における議論を踏まえ、国際資本基準（ICS）と基本的な構造を共通としつつ、国内規制として相応しいものとなるよう必要な範囲で ICS の仕様を修正することとしている。
- 経済価値ベースのソルベンシー規制においては、例えば、以下の論点についてICS の仕様とは異なる取扱いとしている。
 - ・ ICSにおける生命保険リスク及び損害保険リスクは、国際的に活動する大規模な保険グループを中心としたデータに基づいたリスク係数等となっているが、中小社を含む本邦の保険会社の特性を反映するため、各社の実績データを踏まえてこれらの係数を修正している。

第1の柱 内部モデル の活用

- 新規制導入時には、自然災害リスクのみを内部モデルの対象とする。ただし、将来的には、優先度に応じて段階的にスコープの拡大を検討する。
- 内部モデルの適用は、一定の基準に基づく当局による審査及び承認後のモニタリングを前提とする。

ESRに関 する検証 の枠組み

- ESR 及びその計算に用いる保険負債の計算に係る内部の検証態勢について、検証機能の役割、資格要件、独立性及び適格性要件等を設定。
- 外部専門家による検証について、経済価値バランスシートへの合理的保証業務を導入。



第2の柱

- 流動性リスクを含む第1の柱では捉えきれないリスクの把握・分析や内部管理の高度化に関するモニタリングの充実を図る。そのため、保険会社に提出を求めるデータの整備等を行う。

第3の柱

- ①所要資本・適格資本、②バランスシート、③感応度分析、④変動要因分析等の定量情報、及び、計算前提や手法に係る事項等の定性情報について法定開示とし、定量情報については、一定の様式を定める。